


所管部課	都市建設部土木課	部長	直井 亨													
件名	市道路線の認定について（市道第14号線）															
		区分	○	1審議事項		2報告事項										
関係事項	条例規則	道路法第8条第1項及び第2項														
	部課機関															
1. 要旨																
<p>(1) 都市計画道路3・5・20号線の第3工区築造工事に伴い、新芋窪街道との交差点を起点とし、市道第14号線と接続する旧芋窪街道との交差点までの区間について、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するため、同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p> <p>なお、以前までは道路築造後に道路認定の手続きを行っていたが、国土交通省からの指導により、国費率が道路法に基づくことから、平成30年度からは国費を活用する街路事業について、交付申請時には路線認定、道路の区域決定を行っておくべきのことであり、間に合わない場合においては速やかに手続きを進めることとなったため、ここで道路認定するものである。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点・終点（認定の区間）</th> <th>幅員（m）</th> <th>延長（m）</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道第14号線</td> <td>東大和市芋窪5丁目1238番17先 ～東大和市芋窪3丁目1568番17先</td> <td>16.00 ～23.57</td> <td>241.92</td> <td>4,430.39</td> </tr> </tbody> </table>							路線名	起点・終点（認定の区間）	幅員（m）	延長（m）	面積（㎡）	市道第14号線	東大和市芋窪5丁目1238番17先 ～東大和市芋窪3丁目1568番17先	16.00 ～23.57	241.92	4,430.39
路線名	起点・終点（認定の区間）	幅員（m）	延長（m）	面積（㎡）												
市道第14号線	東大和市芋窪5丁目1238番17先 ～東大和市芋窪3丁目1568番17先	16.00 ～23.57	241.92	4,430.39												
<p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第3条第1項（路線の認定条件）に適合する。</p>																
<p>(2) 影響と効果 認定することにより、法に基づく適切な路線として管理できる。</p>																
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																
<p>平成18年 3月 都市計画道路3・5・20号線第1工区完成。 平成28年 3月 都市計画道路3・5・20号線第2工区完成。</p>																
3. 留意事項（問題点等）																
市道第547号線を一部廃止する案件と関連する。																
4. 主管部処理案（検討結果等）																
平成30年第2回市議会定例会に、議案を提出したい。																
5. 審議結果																

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。